

らのお知らせ

自己負担限度額について

自己負担限度額は、所得状況に応じて下表のように分けられます。

70歳未満の方の自己負担限度額			
区分	※①所得	限度額	限度額適用認定証 「適用区分」表示
上位所得	901万円超	252,600円＋ (医療費の総額－842,000円)×1% [※②多数該当：140,100円]	ア
	600万円超 901万円以下	167,400円＋ (医療費の総額－558,000円)×1% [※②多数該当：93,000円]	イ
上位所得	210万円超 600万円以下	80,100円＋ (医療費の総額－267,000円)×1% [※②多数該当：44,400円]	ウ
	210万円以下	57,600円 [※②多数該当：44,400円]	エ
非課税	住民税 非課税	35,400円 [※②多数該当：24,600円]	オ

70歳以上の方の自己負担限度額			
区分	外来(個人単位)	入院＋外来(世帯単位)	高齢受給者証 「一部負担金の割合」
現役並み所得者	44,400円	80,100円＋ (医療費の総額－267,000円)×1% [※②多数該当：44,400円]	3割 (※③限度額適用 認定証を兼ねる)
一般	12,000円	44,400円	2割(※④) (※③限度額適用 認定証を兼ねる)
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	2割(※④)
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	2割(※④)

※① 基礎控除額(33万円)を引いた、国保加入者の所得を合算します。なお、所得を申告されていない方については、正しい区分にならない場合があります。

※② 高額療養費に該当する月が、その月を含めて過去12ヶ月に4回以上あるとき(多数該当)は、4回目からは、自己負担限度額が引き下げられます。

※③ 70～74歳の住民税課税世帯の方は、高齢受給者証(黄色・二つ折り)を医療機関に提出することで自己負担限度額までの支払いとなりますので、「限度額適用認定証」は不要です。

※④ 生年月日が昭和19年4月1日以前の方は1割です。

国民健康保険か

高額療養費の申請手続きについて

医療機関や薬局の窓口で支払った額が、1か月に一定の額（自己負担限度額といいます。）を超えたときは、その超えた額が国民健康保険から高額療養費として、世帯主に対して支給されます。



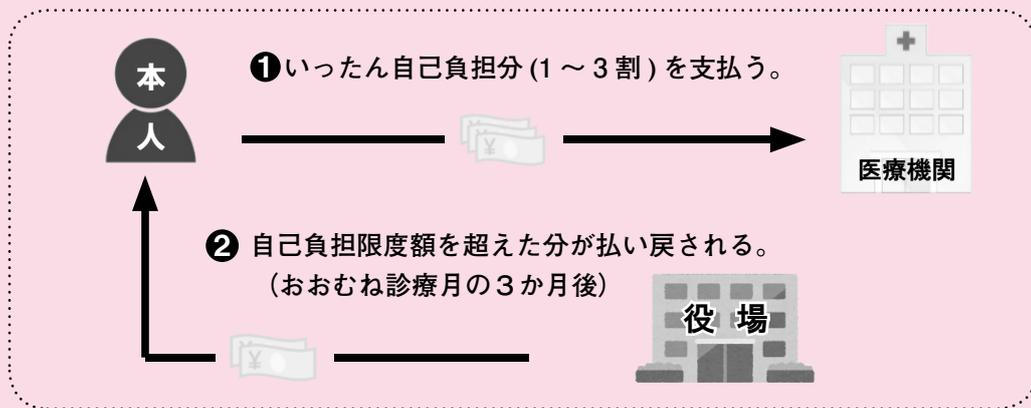
高額療養費の申請手続きには**2つ**の方法があります。（最終的な支払額は同じ）

ポイント

① 事後に手続きする場合（高額療養費を支給申請）

いったん医療機関等の窓口で自己負担分（1～3割）を支払い、あとから自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。

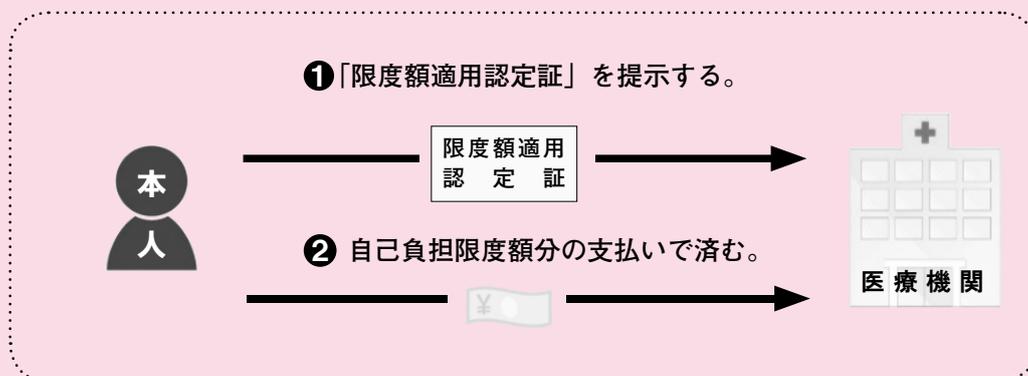
該当する場合には、おおむね診療月の3か月後に支給申請書をお送りしています。支給申請書が届いたら、押印のうえ、役場町民課または別府支所の窓口へ提出してください。手続きすると、後日指定の口座に振込いたします。



② 事前に手続きする場合（「限度額適用認定証」を利用）

あらかじめ医療機関等の窓口で「限度額適用認定証」を提示することで、支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。

「限度額適用認定証」が必要な場合は、役場町民課までご連絡ください。



※②の場合でも複数の医療機関にかかった場合等は、高額療養費が支給される場合があります。その場合は①と同様に支給申請書をお送りしています。